

第 16 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和8年8月21日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第22号 「練馬区立幼稚園条例の一部を改正する条例」の
制定依頼について (資料1)
- (2) 議案第23号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに
学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の
制定依頼について (資料2)

2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和8年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価
について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① その他
 - i その他

5 視 察

- (1) 東京都練馬児童相談所
- (2) 練馬区立子ども家庭支援センター

議案第 22 号

「練馬区立幼稚園条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 21 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

「練馬区立幼稚園条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和 8 年 8 月 21 日
教育振興部学務課

練馬区立幼稚園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の一部改正により、幼児教育・保育無償化の対象額が拡大されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

当該無償化額の拡大を踏まえ、区立幼稚園における、保育の必要性の認定を受けた園児に係る預かり保育料を、日額150円から日額110円へ減額する。（第5条関係）

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

次頁のとおり

5 参考（条例改正後の預かり保育料）

区立幼稚園における預かり保育料は、日額 600 円。

保育の必要性の認定を受けている園児については、無償化額の拡大に伴い、以下のとおり預かり保育料が減額。

＜条例改正前＞

無償化額(450 円)	預かり保育料 (150 円)
-------------	-------------------

＜条例改正後＞

無償化額(490 円)	預かり保育料 (110 円)
-------------	-------------------

練馬区立幼稚園条例新旧対照表

現 行	改正案
(費用の負担等) 第 5 条 〔略〕 2 〔略〕 3 預かり保育を委託する者は、日額600円の預かり保育料を負担しなければならない。ただし、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の 6 第 2 項に規定する施設等利用給付認定子どもに係る預かり保育料は、日額<u>150円</u>とする。 付 則 〔略〕	(費用の負担等) 第 5 条 〔略〕 2 〔略〕 3 預かり保育を委託する者は、日額600円の預かり保育料を負担しなければならない。ただし、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の 6 第 2 項に規定する施設等利用給付認定子どもに係る預かり保育料は、日額<u>110円</u>とする。 付 則 〔略〕 付 則 <u>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の練馬区立幼稚園条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年10月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。</u> <u>2 新条例第 5 条第 3 項ただし書の規定は、適用日以後の預かり保育に係る預かり保育料について適用し、適用日前の預かり保育に係る預かり保育料については、なお従前の例による。</u>

議案第 23 号

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 21 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の一部改正を踏まえ、補償基礎額等について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 介護補償の最低保障額を改定する。（第11条関係）

ア 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
85,490円 → 90,790円

イ 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
42,700円 → 45,400円

(2) 葬祭補償の定額部分を改定する。（第25条関係）

315,000円 → 330,000円

(3) 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）

ア 経験年数10年以上15年未満の場合

学校医および学校歯科医 14,175円 → 14,397円

イ 経験年数15年以上20年未満の場合

学校医および学校歯科医 14,175円 → 15,198円

ウ 経験年数20年以上25年未満の場合

学校医および学校歯科医 16,467円 → 17,259円

エ 経験年数25年以上の場合

学校医および学校歯科医 17,496円 → 17,937円

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

次頁のとおり

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
(介護補償) 第11条 [略] 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) [略] (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>85,490円</u>以下であるときに限る。） <u>85,490円</u> (3) [略] (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>42,700円</u>以下であるときに限る。） <u>42,700円</u> (葬祭補償) 第25条 葬祭補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給して行う。	(介護補償) 第11条 [略] 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) [略] (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>90,790円</u>以下であるときに限る。） <u>90,790円</u> (3) [略] (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>45,400円</u>以下であるときに限る。） <u>45,400円</u> (葬祭補償) 第25条 葬祭補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給して行う。

付 則 [略]

付 則 [略]

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この
条例による改正後の練馬区立小学校およ
び中学校の学校医、学校歯科医ならびに
学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
(以下「新条例」という。)の規定は、令
和8年4月1日(以下「適用日」という。)
から適用する。

(経過措置)

2 新条例第11条第2項第2号および第4
号ならびに第25条の規定は、適用日以後
に支給すべき事由が生じた介護補償およ
び葬祭補償について適用し、適用日前に
支給すべき事由が生じた介護補償および
葬祭補償については、これらの規定にか
かわらず、なお従前の例による。

3 新条例別表の規定は、適用日以後に支
給すべき事由が生じた公務災害補償なら
びに適用日前に支給すべき事由が生じた
傷病補償年金、障害補償年金および遺族
補償年金で適用日以後の期間について支
給すべきものの補償基礎額について適用
し、適用日前に支給すべき事由が生じた
その他の公務災害補償の補償基礎額につ
いては、同表の規定にかかわらず、なお従
前の例による。

4 適用日からこの条例の施行の日(以下
「施行日」という。)の前日までの間にお
いて、この条例による改正前の練馬区立
小学校および中学校の学校医、学校歯科
医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例(以下「旧条例」という。)第
11条第2項第2号および第4号の規定に
基づく介護補償(適用日から施行日の前
日までの間に支給すべき事由が生じたも
のに限る。)、旧条例第25条の規定に基づ

く葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）ならびに旧条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

別表 補償基礎額表（第3条関係）

医師、 歯科 医師 または薬 剤師 としての 経験 年数	5年 未満	5年 以上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上
学校 医お よび 学校 歯科 医の 補償 基礎 額	[略]	[略]	14,175 円	14,175 円	16,467 円	17,496 円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表 補償基礎額表（第3条関係）

医師、 歯科 医師 または薬 剤師 としての 経験 年数	5年 未満	5年 以上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上
学校 医お よび 学校 歯科 医の 補償 基礎 額	[略]	[略]	14,397 円	15,198 円	17,259 円	17,937 円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]